

井手 英策 慶応義塾大学経済学部教授

再分配の諸潮流、いかなる再分配がありうるか

いで えいさく

2000年東京大学大学院経済学研究科単位取得退学。日本銀行金融研究所、東北学院大学、横浜国立大学を経て、現職。博士(経済学)。専門は、財政学、財政社会学。著書に、『分断社会を終わらせる』(筑摩書房、2016年)『経済の時代の終焉』(岩波書店、2015年、大佛次郎論壇賞受賞)、The Political Economy of Transnational Tax Reform: The Shoup Mission to Japan in Historical Context (Cambridge University Press、2013年、共編著)、『日本財政—転換の指針』(岩波書店、2013年)など。

イギリスのEU離脱やドナルド・トランプ大統領の誕生など、私たちはまさに歴史の転換点に立たされている。双方に共通しているのは、いずれの国でも経済格差が深刻化し、さらに所得階層間、世代間、地域間、人種間といった具合に様々な社会的分断が進んでいる点である。このような分断社会化のなかに、一方ではファシズムの足音を聞くものがあり、他方でポピュリズムの進行を懸念するものがある。

歴史家シェリ・バーマンは、「民主主義の危機にどう対処するか」(『フォーリン・アフェアーズ・レポート』No.12)と銘打った論考のなかで、右派ポピュリストとファシストについて、民主主義を葬り去ろうとするのか、それとも、むしろそれを改善しようとするのかという態度の違いに両者の分岐点を求めた。

ファシズムが戦間期に勃興した背景には、大規模移民のはじまり、伝統的コミュニティや文化規範の破壊、さらに第一次世界大戦と大恐慌がもたらした社会の混乱があった。これらがもたらす民主主義への不信、そしてその破壊への衝動こそがファシズム化の根底にあった問題だとバーマンはいう。この点からすると、少なくとも今日の有権者は「再びトランプを選ばない」という選択をする余地が残されている。また、トランプであれボリス・ジョンソンであれ、民主主義の破壊を訴えるのではなく、その改革を求めている。少なくともファシストが民主主義に代替する制度を求めたのとは明らかな違いを示している。その意味で、今日の動きをファシズムと同一視するのは、やや性急に過ぎた見かただということになる。

だが、今日の国際政治の動向がファシズムではなく、ポピュリズムだったからといってそれですまされるわけではない。19世紀末から20世紀初頭の移民、第一次世界大戦、大恐慌のようなインパクトはなかったとしても、インフレの終息、労働分配率の低下、雇用の非正規化が国際的に進み、さらにはグローバル

化が地域コミュニティに壊滅的な打撃を与えているという歴史的な状況がある。この現状は、程度差こそあれ戦間期と酷似しているし、またポピュリズムが有効に機能する土壌ともなっている。

Brexitとトランプ問題を見ていると、ある共通項に気づかされる。まず、前者では、富裕層が残留を支持し、貧困層が離脱を支持していたことは広く知られている。遠藤乾『欧州複合危機』によると、中間層のなかの低層＝「中の下」層を境として、離脱(51%)が残留(49%)を上回っていることがわかる。もし、この比率が逆転していれば結果は変わっていたことだろう。あるいはアメリカ大統領選も同様である。ニューヨークタイムズ紙の調査によると、前回選挙では、年収3万ドルから5万ドル未満層の57%がバラク・オバマを支持した一方、今回の大統領選挙では、51%しかヒラリー・クリントンを支持していない。ここでもまた、「中の下」層が重要な役割をはたすこととなった。

まさに「中の下の反乱」である。「中の下」層とは、低所得層への転落の恐怖に怯える層、あるいは現実には低所得層でありながらも、自助努力で踏みとどまろうとし、自らを中間層だと信じ込もうとする層である。このボーダー線上の人たちに対して、「あなたたちの生活が苦しいのは移民や低所得層の濫費のせいだ」「移民や低所得層があなたたちの仕事を奪う」と、彼らの「転落の恐怖」を煽ることで効果的に支持を集めることのできる状況、これを前提とするのがポピュリズムにほかならない。

ここでふたつの問題に直面する。ひとつはアメリカやイギリスにおいて問題が発生したことからもわかるように、このようなポピュリズムが受け入れられやすい政治状況の前提には、クライエントリズムやアングロサクソン型利益分配があるということである。いまひとつは、『国際社会意識調査』を見てみると、調査対象38カ国のなかで、もっとも自分の属する階層を

「中の下」と回答した人の割合が多い国が日本だということである。

あからさまな利益と票の交換が行われるクライエントリズム、あるいは自己責任と自助努力が重視されるアングロサクソン型利益分配の場合、普遍的な利益の政治化が進んでおらず、財政をつうじた利益分配が個別利益の集合体としてあらわれる。また、政府の規模が抑制されることから、低所得層や社会的弱者への救済資金が重要な位置を占め、特定のグループの既得権が明示的にあらわれもする。だからこそ、「中の下」層が受益者となる低所得層にたいして不満を持つ一方、生活水準の持続的低下に苦しむ「中の下」層の転落の恐怖を煽る戦略が有効に機能するのである。

重要なのは、こうしたアメリカとイギリスに共通して観察される財政や利益分配の特徴は、日本においても同様に当てはまるという点である。伝統的には族議員をつうじて分配されてきた個別利益があり、国際的に見て決定的に現役世代の受益が少ないことを考えれば、このことは歴然としている。そして、そのような英米と共通の基盤のうえに、自らの経済的地位を「中の下」と認識する人たちがきわめて大きいというのが日本なのである。

このように考えれば、たとえ今日の国際政治の状況がファシズムのそれとは異なるものであったとしても、イギリスやアメリカと同様の政治的混迷は、日本においても発生しうる問題かもしれない。もし、そうであれば、私たちは、所得再分配をめぐる国際的な潮流を確認し、どのような再分配の形がありうるのか、そしてそのなかでどのような分配の方向を模索していくのかを議論しなければならない。本特集では、このような問題意識から、アメリカ、イギリス、ドイツ、デンマークの四カ国に光を当てながら、再分配政策の諸潮流について見ていくこととしたい。■

オバマ政権期におけるアメリカの格差・分断・社会状況

—世論調査と政策運営から—

吉弘 憲介

桃山学院大学経済学部准教授

はじめに

2016年11月の大統領選挙において、当初の予想を覆す形で共和党ドナルド・トランプ氏が第45代アメリカ大統領として選出された。泡沫候補とされてきた人物が、予備選挙、本番の大統領選挙で勝利したことに多くの人間が驚愕し、同時にその理由について種々の分析や見解が呈されている。また、多くの論者がその背景に、アメリカの社会的分断を読み取っている。アメリカの変化と調和を標榜し、8年前に就任したバラク・オバマは、結局、トランプ政権の誕生という形でその政策を否定されてしまったのであろうか。

本稿では、アメリカの所得指標、世論調査、所得階層別実効税率などをもとに、オバマ政権下でアメリカの社会的統合の実態がいかなる変遷をたどったのかを明らかにしていく。

よしひろ けんすけ

東京大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学。経済学修士。専門分野は財政学、地方財政論、租税政策、地域政策。(財)とっとり地域連携総合研究センター研究員、下関市立大学経済学部准教授を経て、2014年4月より現職。著書に『現代租税の理論と思想』(有斐閣、2014年、共著)『危機と再建の比較財政史』(ミネルヴァ書房、2013年、共著)、「アメリカの近年の資産性所得減税」『グローバル時代の税制改革』(ミネルヴァ書房、2011年、共著)など。

アメリカの再分配と国民意識の変質

オバマ政権におけるアメリカの経済的格差の状態を確認するために、代表的な指標であるジニ係数を確認するところから始めたい。OECD(2017)の統計で確認すると、税社会保障等による再分配前のジニ係数は2008年から2014年の間で若干の増加となっている(ただし、2013年から統計の算出方法に変化が生じているため、経年変化は参照数字となる)。これにより、再分配後のジニ係数も経年で若干の増加となっているが、両数字ともオバマ政権期において、大きな変化は見られない。再分配前には緩やかに格差は広がっており、制度的再分配の効果も0.12ポイント減近傍で張り付いているため、大きく改善するといった点も観察できない。上記数字からは、オバマ政権下で制度的に再分配が強められたとは言い難い。加えて、世代別で見た貧困率でも2008年から2014年まででは、顕著に下がったといえるのは65歳以上75歳未満までとなり、それ以外はほぼ横ばいとなっている。

ただし、2015年以降では経済状態は回復基調となっており、Bernadette(2016)らのレポートによれば2015年の中位所得は2014年-15年間で53,718ドルから56,516ドルへ5.2%増となった。人種別の推移では、アジア、白人、ヒスパニック、黒人の4区分全てで上昇しており、増加率ではヒスパニックが6.1%増と最も高くなっている。また、やや

表1 アメリカにおける生活水準評価において「繁栄 thriving」と回答した割合 (単位%)

成人	52.5	18-29歳	62.8
(年収別)		30-44歳	57.4
24,000ドル未満	38.9	45-64歳	48.3
24,000ドル以上 48,000ドル未満	46.8	65歳以上	42.0
48,000ドル以上 90,000ドル未満	58.7		
90,000ドル以上	68.7	白人	52.4
		黒人	55.5
男性	50.3	アジア系	59.4
女性	54.6	ヒスパニック	52.7

(出典) Gallup(2013) p.18より一部抜粋。

興味深い点として、海外出身の方が中位所得の増加率が高いというデータが示されている。

中位所得の推移に関して、もう少し見ておく。1985年以降、1990年代初頭までは財政危機や戦争等による不況から、中位所得は低下局面にあった。90年代中頃から景気回復局面に入ることによって中位所得は増加傾向に転じる。一方、2000年代に入ると、中位所得は5万ドル後半でほとんど横ばいか、微減で推移していく。2007年の不況前まで、緩やかに増加したが、その増加幅も90年代と比較するとほとんど増加していないといえる。2000年代後半のこの緩やかな増加と比較すると、2015年の増加は、2000年以降最も所得が増加した年となっている。

これに伴い、貧困率は全体で1.2%ポイント減、貧困者数も350万人減、フルタイム労働も240万増加し景気回復と連動した生活改善が見られた。ただし、貧困率も貧困者数もその数値は2007年不況前の水準までは回復しておらず、オバマ政権期全体を見れば、その前政権であるブッシュ政権期よりも雇用状況は依然、悪い状態であった。

以上の点を考慮すると、1990年代の景気回復期と比較して、相対的に2000年代は所得の増加が顕著に起きなかった。貧困率も同様であり、景気回復の影響が、貧困率や中位所得に対して大きなインパクトを生じさせなかった時期と総括できよう。2015年は実に数年ぶりにこれらの数値が改善し

た年であったが、この間、アメリカ人の経済生活状態に対する意識がどのように変化してきたのかを次に見ていこう。

アメリカの世論調査会社であるGallupの調査によれば、2008年から2011年の期間で見ると、2008年にアメリカ人の生活に関する現在評価と将来的評価で「繁栄 (thriving)」と回答した割合は、2008年の48.9%から2011年には52.5%に上昇している。2010年の53.2%からは若干落としているものの、肯定的評価は徐々に上昇していることが見て取れる。これに伴い、「苦闘 (struggling)」や「ひどい (suffering)」との回答の割合は緩やかに低下している。上記のデータを見ると、オバマ政権期においてアメリカ人の生活実態に対する感覚は、若干回復したとも評価できよう。この生活実態の評価を、年齢や所得、人種別にみると次のような傾向が見えてくる(表1参照)。

所得別では、当然であるが、高額所得者ほどポジティブな回答の割合が高い。また、年齢では若年層、人種ではアジア系のポイントが他の区分と比較しても高い位置にいる。年齢では、45歳以上になると、ネガティブな回答の割合が急増し、人種では白人が他の人種と比較してネガティブな回答を行っていることが特徴的といえる。2011年に限った統計となるので、限定的な分析に留まらざるを得ないが、同時期において若年層・中間以上の所得・アジア系が比較的高い生活実感を示す一方、中年

から高齢者・中低所得者・白人系が生活実感をネガティブに捉えている。

先程見た、中位所得等実態的な経済統計を見ると、アジア系が最も高い中位所得を示していることなどから、生活実態に関してポジティブな評価を示していることはある程度説明が可能である。一方、非ヒスパニック系白人は、中位所得のランキングでいうと第2位と決して低くないにもかかわらず、生活実感に対して肯定的な評価を行っているランキングは人種間では最も低い水準にとどまっている。

以上、オバマ政権期における全期間を網羅してはいないが、少なくとも第1期においてアメリカ人の生活実感が同期間に大きく変化したとは言い難い。緩やかな変化について述べておけば、肯定的評価が若干上昇し、否定的評価はやや下落した。ただし、そうした実感に関しては人種・年齢・所得階層別では一定の濃淡がる。

アメリカにおける社会統合のゆらぎに関する世論動向を見る上で、最後に、アメリカにおいて重要な価値の一つである勤労をめぐる世論調査に目を向けておこう。やはり、Gallup (2015) の調査によると、労働により出世の機会をつかめるか、という調査に関して2000年代以降、満足度が急激に低下し、不満足とする回答が一貫して上昇してきている。2001年の時点で、同調査における満足度は76%にのぼり、不満足と回答する割合は22%にとどまっていた。それが、最新の調査である2014年には満足と回答した割合は54%、不満足と回答した割合は45%と両回答が五分五分の割合にまで近づきつつある。これは、勤勉な労働により誰もが平等にチャンスを手握る、という典型的なアメリカのロールモデルの一部が、2000年代に入り国民の間から徐々に薄れつつある現れとも読み取れるであろう。

以上、述べてきたことを簡単にまとめておくと、オバマ政権期を通じて比較的若い世代を中心に所得を中心とした生活環境が改善し、生活実感としてもポジティブに向いている。一方、高齢者については貧困率がやや増加し、生活実感もネガティブな状態と言える。中位所得の増加なども見られ、一定

の経済的改善が果たされた一方、全ての階層が同様に生活改善したともいえない。その点で、人種、年齢間では生活実感の見通しに差が存在する。また、かつて重要なキーワードであった労働によりステップアップするというビジョンが弱まって来ている。ある意味で、アメリカンドリームという物語の機能が低下している事態とも読み取れる。

経済的な格差が、オバマ政権期にも思ったほど埋まることは無かったが、緩やかな経済的回復により生活実感濃淡が有りながらも改善してきた。しかし、それはアメリカ全体の統合モデルを回復させるには至っていないともいえる。続いて、アメリカの統合、変化を標榜して登場したオバマ政権下で行われた財政・租税政策の内容が、実際にはどのような限界と成果をもたらしたのか節を改めて見ていくこととしよう。

オバマ政権期の税制改革の成果と限界

オバマ政権が成立した2009年は、アメリカ経済がリーマン・ショックの影響から依然抜け出せず苦闘の続く時期であった。彼は、就任直後に矢継ぎ早に景気対策及び金融取引への規制等を導入しこれらの問題に対応を開始した。

この内、景気対策としては、2009年1月の就任後、早々にアメリカ再生・再投資法 (American Recovery and Reinvestment Act of 2009) を成立させた。同法は、減税及び租税優遇措置の設置と各種の社会的セーフティーネットの整備を行い、雇用維持と景気の下支えを目的としていた。また、2010年にはアメリカで長らく実施困難とされてきた国民皆保険への道を開いた医療保険改革法 (オバマケア) を成立させた。

金融危機の問題対応として、高リスク金融商品や金融機関の企業形態に関する規制強化を打ち出したドッド＝フランク法についても、同年2010年に成立させるなど、オバマが当初掲げた中間層の回復と行き過ぎた所得間格差を是正することが目指された (岡田2013、岡本2011、片桐2015)。

オバマ政権は、当初こそ経済危機の中、財政膨

表2 アメリカにおける個人所得税の実効税率

	2005年	2010年	2014年
\$1 under \$5,000	8.8%	13.9%	9.7%
\$5,000 under \$10,000	9.6%	10.2%	10.2%
\$10,000 under \$15,000	9.6%	6.9%	9.3%
\$15,000 under \$20,000	10.5%	6.5%	9.8%
\$20,000 under \$25,000	11.3%	8.6%	10.7%
\$25,000 under \$30,000	11.5%	9.6%	11.3%
\$30,000 under \$40,000	11.5%	9.9%	11.4%
\$40,000 under \$50,000	12.3%	10.6%	11.7%
\$50,000 under \$75,000	13.0%	11.7%	12.8%
\$75,000 under \$100,000	13.9%	12.5%	13.7%
\$100,000 under \$200,000	18.0%	16.4%	16.7%
\$200,000 under \$500,000	24.3%	24.7%	23.4%
\$500,000 under \$1,000,000	27.0%	28.8%	28.5%
\$1,000,000 or more	25.6%	27.0%	30.2%

(出典) Internal Revenue Service, Statistics of Income, Web pageより作成。

張を含む政策を選択したものの、年々増加する財政赤字と累積債務に関して、政権成立の早い段階から強い問題意識を有していた。また、この解決策の一つとして増税を検討しており、ブッシュ政権が行った減税政策について主に富裕層の負担を増加させる形でその部分的廃止を行い、増収と所得間格差の是正を狙っていた。選挙戦当初から、中間層の復活を訴えていたオバマとしては、これらの税制改革は優先順位の高い政策の一つであったといえよう。また、所得税の累進性を回復させるとともに、税収を確保するという点でもオバマ政権においては一石二鳥の政策となるはずであった。こうした財政再建策を検討するために、2010年に大統領が超党派の特別委員会として、財政責任・改革国民会議 (National Commission on Fiscal Responsibility and Reform) を立ち上げた。同会議は、クリントン政権期のホワイトハウスチーフスタッフのボウルズとワイオミング選出の元共和党下院議員シンプソンの両名が議長を務め、シンプソン＝ボウルズ委員会とも呼ばれている。大統領設置の国民会議は、当初から財政赤字についてオバマ政権が極めて重視した対応をとってきた現れといえる。

ここでは、1) 2015年までに基礎的財政収支を均衡させる (赤字を対GDP比3%までに収束させる) ことと、長期的な累積債務のコントロール可能性を担保すること。2) 18名中14名の賛成を得た合意案を2010年12月1日までに議会に報告することの2点が求められた。この実現のために、課税ベースの拡大や新規増税を組み込んだ税制改革案が提案されている。ただし、国民会議による提案は、2010年12月3日の決議で賛成11、反対7となり規定の賛成数を得られず議会への報告義務を果たすことができなかった(坂井 2014)。このため、国民会議の内容はその後の議論に影響をあたえることはあっても、政策上はほぼ無視される結果となった(Palmer & Penner 2012)。

財政再建と税制の累進性の回復という政策意図を持ちながら、しかし、オバマ政権が2010年以降おかれた状況は厳しいものであった。2010年の中間選挙では民主党が破れ、議会多数派が共和党へと覆った中、政策調整は難航していく。国民会議における議論も虚しく、2010年終わりに行われた税制改革である、2010年減税・失業保険再認可および雇用創出法 (Tax Relief, Unemployment

Insurance Reauthorization, and Job Creation Act of 2010)」では、共和党に完全に妥協した形で2年間のブッシュ減税の延長を認めることとなった。

共和党との対立は、年をまたいだ2011年にも継続された。その際、債務上限比率の引き上げを焦点に共和党が掲げる歳出削減案と政権が掲げる富裕層への増税提案が激しくぶつかりあうこととなる。最終的に、オバマ政権で行われた実質的増税は、2013年1月に「2012年アメリカ納税者救済法」における、ブッシュ減税の富裕層への強化に留まった。富裕層への増税は、当初予定されていた年収20万ドル以上でなく45万ドル以上に引き上げられた。また、キャピタルゲインに対する軽減税率の比率を15%から20%へと引き上げ、配当所得については通所の所得税率を適用する形でブッシュ減税により侵食されていた包括的所得税の課税ベースの回復が行われている。ねじれ状態の政権運営の中で、困難な舵取りの中、オバマ政権下での財政運営では概ね同法案が最大の成果と言って差し支えなからう。実際、アメリカにおける所得税の実効税率を確認した表においても、年収100万ドル以上の層においては、2010年と2014年を比較した場合、3%程度負担が増加している。富裕層への課税強化は当初想定されていたもの程とはならなかったものの、一定程度の効果を持ったと評価できるだろう。

以下、オバマ政権下における財政政策及び税制改革をまとめておこう。オバマは当初、富裕層への増税を行うことで財政再建と所得再分配の強化を図ろうとした。しかし、議会多数が共和党へと変わる中で、政権運営は難航した。その結果、債務上限比率の引き上げを焦点に、綱渡りの状態が続くこととなる。2012年法案は妥協を図りつつ、富裕層への増税を実現したものとなった。ただし、先に見たようにオバマ政権期にジニ係数上で再分配が大きく改善することはなかった。結局、アメリカの統合を志向したオバマ政権であったが、そうした思惑はアメリカ議会の共和党多数派の状態と90年代後半から続く議会内の二極化現象に阻まれたと評価できよう。

分断は進むのか

以上の分析について、改めてまとめておく。オバマ政権期に標榜された変化や分断の解消、格差問題への対応は、結果的に見れば限定的な改善かほぼ変化がない状態にとどまったと言えよう。2015年以降は中位所得や失業率等、個人生活の関係指標は改善してきている。また、先に示したGallupによるアメリカの生活実感に関する指標調査を見ると、たしかに2015年以降も自己の現状の状態と将来の状態に対してポジティブな回答を示している割合は上昇傾向を示している。

2013年末の時点では生活状態に対して「thriving」と回答している人の割合は51%付近であったが、その後2016年までほぼ継続して55%付近に上昇している。同時に、「ひどい状態」との回答の割合も1、2ポイント低下していることからオバマ政権下において人々の生活実感はほとんど変わらないか、やや上向いたと評価できる。ただし、これがオバマ政権下における政策的帰結と読み解けるかは微妙な部分も残る。それは、ドナルド・トランプ政権下で取られた直近の調査（2017年2月19日）では統計で確認できる中では過去最高の59%もの人々が「thriving」と回答していることから明らかであろう。

加えて言えば、アメリカにおける社会的分断も近年の現象というわけではない。Gallupの世論調査においても、1990年代以降、アメリカにおいて分断が広がっているかという回答は9・11の時期における一時的な改善を覗いては、ほぼ全期間において「分断が進む」との回答が上昇していることから明らかであろう。1993年の調査においてすでにアメリカで「分断」が進むと回答している割合は63%となっており、景気回復が進んだはずの90年代においても98年調査を見ればこの間3%ポイント上昇している。以降、ブッシュ政権、オバマ政権においてもこうした数値は改善せず、一貫してアメリカにおいて分断が進むとの回答が高い状態が続いた。

この点から、アメリカにおいて社会的分断と生活

実感、個人の経済状況の間に明確な相関関係は見られないともいえよう。では、なぜこのような社会的分断は埋まらず、かつ拡大していくのか。本稿では直接に扱ってこなかったが、それはアメリカにおける社会保障制度の構造と無関係ではないだろう。アメリカの歴史学者Katz (2001) はアメリカがそもそも分断された福祉国家であると指摘している。アメリカの各種の社会保障、租税政策は所得階層別に明確に分解しており、それぞれの階級を融和するように作られていない。そして、こうした分断的な社会福祉こそが、アメリカの社会統合において重要な役割を果たしているのではないかとの指摘もある。松本(2007)は、アメリカにおける社会運動を研究する中で、所得や持ち家等、ある種のアメリカ的ロールモデルに人々がキャッチアップするような草の根運動の存在を明らかにしている。多様な人種が入り混じり、歴史の新しい国家であるアメリカにおいては、就労や固定資産の獲得、そして時には従軍などを通じて社会的承認を得るというイニシエーションのシステムが各所に存在している。そして、社会保障や租税制度もその例にもれない。その点で、アメリカにはそもそも「分断」が組み込まれていると読み解くべきなのかもしれない。オバマケアのような、普遍的な社会統合の装置が実現したことは、その点でアメリカの歴史的転換点であったといえよう。ただし、オバマのそれ以後の政策運営が行き詰まったのは先にも見たとおりである。トランプという象徴的人物の登場により、アメリカにおける分断がクローズアップされて来ているが、アメリカの分断の来歴を個別の制度を中心により丁寧に読み解くことがこれらの現象を真に評価するために求められているといえるだろう。■

《参考文献》

- 岡田徹太郎 (2013) 「21世紀アメリカ福祉国家システムの展開：ブッシュ共和党政権とオバマ民主党政権の財政政策」『香川大学経済論叢』85巻4号、pp.459-487。
- 岡本英男 (2011) 「オバマ政権の歴史的的位置」新川敏光編著『福祉レジームの収斂と分岐—脱商品化と脱家族化の多様性』ミネルヴァ書房。
- 片桐正俊「オバマ政権の経済・財政政策の成果と課題」『経済学論纂』55巻5・6号、pp.259-286。
- 坂井誠 (2012) 「オバマ政権下の諸政策に関する政治経済的分析 (3)：金融規制改革と財政論争」『恵泉女学園大学紀要』24号、pp.27-48。
- (2014) 「オバマ政権下の諸政策に関する政治経済的分析 (5)：連邦財政、医療制度改革、移民法改正」『恵泉女学園大学紀要』26号、pp.111-131。
- 松本悠子 (2007) 『創られるアメリカ国民と「他者」—「アメリカ化」時代のシティズンシップ』東京大学出版会。
- 吉弘憲介 (2016) 「オバマ政権下の包括税制改革提案を巡る議論とその特徴 - 第112議会における下院歳入委員会提出報告書を題材として -」『桃山学院大学経済経営論集』第57巻3号、pp.67-99。
- Bernadette D. Proctor, Jessica L. Semega, and Melissa A. Kollar (2016) . *Income and Poverty in the United States: 2015*, U.S. Department of Commerce.
- Gallup (2014) *The Gallup Poll Public Opinion 2013*, Gallup.
- (2016) "Record-High 77% of Americans Perceive Nation as Divided" Gallup Web Pages.
- (2017) "U.S. Life Evaluation" Gallup Web Pages..
- Katz, Michael B. (2008) *The Price of Citizenship: Redefining the American Welfare State*, University of Pennsylvania Press.
- OECD (2017/02/10 閲覧) *OECD Statistics* (<http://stats.oecd.org/>)
- Palmer, John L. & Penner, Rudolph G. (2012) "The Hard Road to Fiscal Responsibility" *Public Budgeting & Finance*, Vol.32, No.3, pp.4-31.

イギリスにおける公的扶助改革の潮流

—極小化されるスティグマの領域—

佐藤 滋

東北学院大学経済学部准教授

スティグマの領域の極小化

格差・貧困の拡大にどのように対処すればよいのか。これは、先進各国が抱える共通の課題である。しかし他方で、財源制約もあり、税・社会保障を通じた所得再分配に対しては、人びとから厳しい視線が向けられるようになってきている。人びとから信頼を勝ち取りつつ再分配政策を展開するナローパスを模索すること——各国は極めて困難な政策運営を迫られている。

こうしたなかイギリスは、極めて大胆に社会保障改革に取り組んできた国の一つである。論じるべき政策領域は多いが、本稿では特に、1990年代以降大きく改変されつつある公的扶助を中心に、イギリスの再分配政策の動向をみていくことにしたい。

まずは、イギリスの公的扶助制度である所得補助(=Income Support)の受給件数の推移を、**図1**によって確認しよう。これをみると、一時的な好景気に沸いた1980年代後半を除けば、所得補助の受給件数が急増し、1990年代半ばにピークを迎えていることが分かる。件数にして600万件ほどである。

さとう しげる

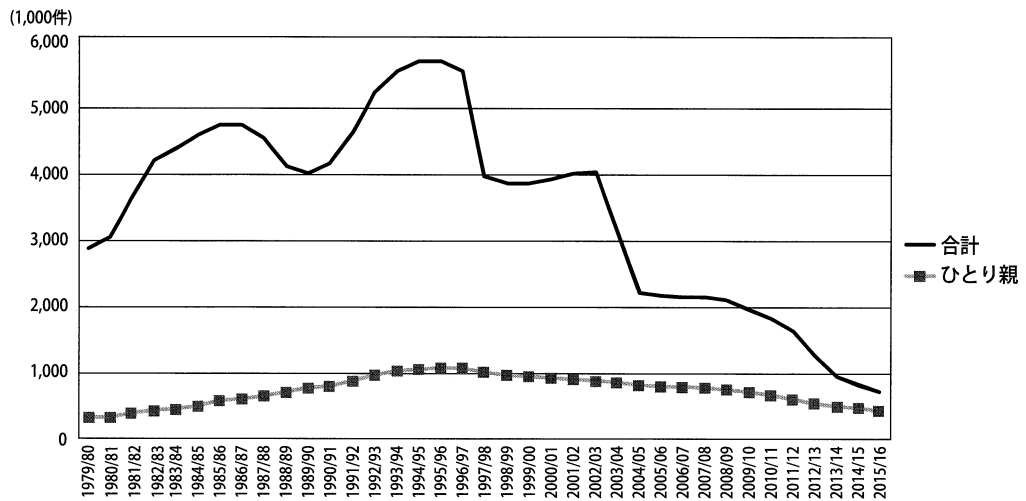
横浜国立大学大学院国際社会科学研究所博士課程後期修了。博士(経済学)。2012年より現職。専門は、財政学。著書に『租税抵抗の財政学』(共著、岩波書店、2014年)など。

もともと、この数字はあくまで受給者本人による「申請件数」にすぎない。これに受給者本人の家族を加えると、所得補助の恩恵を受ける人数はこれより膨れ上がることになる。驚くべきことに、1990年代半ば時点で1000万人近く、人口比にしておよそ2割弱が所得補助を利用していた(唐鎌 1997: 129)。近年、日本でも生活保護の受給者数が急増していることが問題視されるが、それでも2016年度の人員保護率は1.7%程度であった。公的扶助の問題がもたらす影響は、日本の比ではなかったことが容易に推察できよう。

しかし、図から明らかのように、1990年代後半以降、所得補助の受給件数は顕著に減少していく。2015年度ではおよそ70万件、ピーク時の1995年度と比べると8分の1ほどの規模であり、現在の所得補助の利用者はひとり親世帯を中心としたものになっている。これだけの減少はもちろん、制度の利用者が「自立」したためではなく、所得補助に大きな改革が加えられたためである。結論を先取りすれば、所得補助は「分割」され、かつての利用者が新設された他制度へと包摂されていったのである。政策の基調は、スティグマの領域の極小化と要約できる。

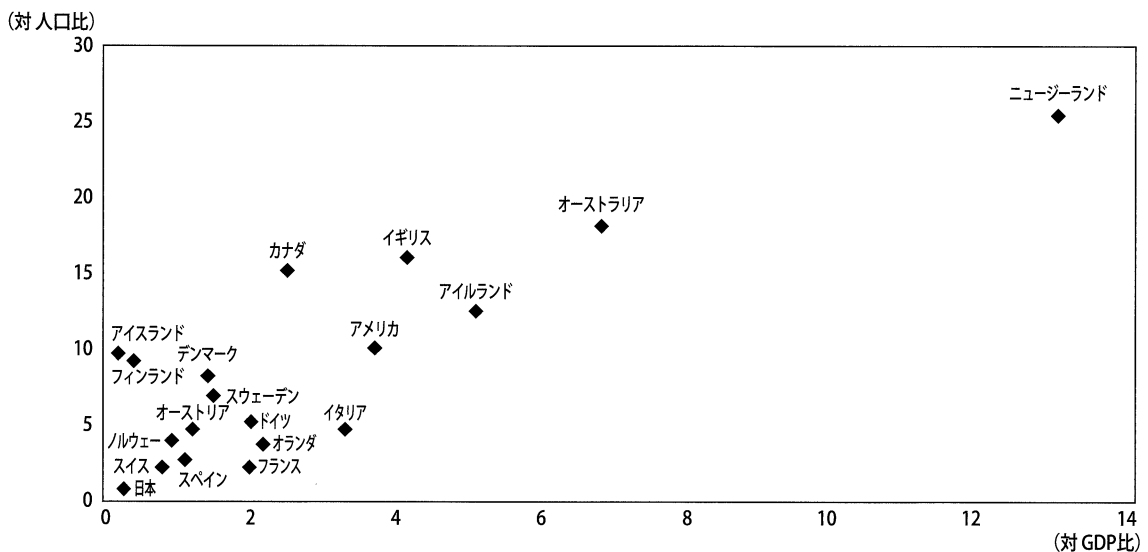
以下では、所得補助改革の歴史に触れ、改革の基調をなす思想の由来を明らかにしつつ、イギリスが人びとの信頼・合意を得ながら再分配政策をいかにして展開しようとしたのか、見ていくことにしたい。

図1 所得補助の受給件数の推移



(出所) Department for Work and Pensions (2016), *Expenditure and Caseload forecasts, Outturn and forecast: Autumn Statement 2016* より作成。

図2 対人口比および対GDP比でみた公的扶助の規模(1992年)



(出所) Eardley et al. 1996: 38-39より作成。

「権利化」される公的扶助 —選別主義的社会保障の拡充

図2は、1992年時点における各国の公的扶助の規模を、対人口比(=縦軸)と対GDP比(=横軸)によって示したものである。したがってこの図は、イギリスで所得補助改革が大胆に進展する以前の姿を、国際比較をもとに表したものになっている。この図において、公的扶助の役割が大きい国は、右上にプロットされているニュージーランド、オーストラリア、イギリス、アイルランド、アメリカといったアングロ・サクソン諸国である。そして、左下のなかほどには北欧諸国や大陸ヨーロッパ諸国が、そのさ

らに左方には日本がプロットされている。本論の対象国ではないが、日本はGDP比でも人口比でも最も公的扶助の役割が小さい国である／であったことは注目してよい。

以上のように、アングロ・サクソン諸国においては、他国と比して選別主義的な社会保障制度が大きく活用されている。しかし、ニュージーランド、オーストラリアのような国と、ベヴァリッジ・プランによって戦後、社会保険中心の社会保障制度を構築しようとしたイギリスとでは、公的扶助の位置付けが異なっていることもまた指摘しておかなければならない。ニュージーランド、オーストラリアにおいては、社会保障制度は社会保険ではなく、公費を財源にし

たものによって構成されており、公的扶助の積極的な役割については所与とされている。事実、現物給付を除くと、両国の社会保障制度のほぼ全ては公的扶助からなっている(Eardley et al. 1996: 34)。

他方、イギリスでは、周知のようにW. ベヴァリッジによって、均一拠出・均一給付によって老齢や失業等のあらゆるリスクをカバーする社会保険制度が構想された。重要なことは、ベヴァリッジ・プランが確立すれば公的扶助の役割は原則として不要となると考えられていた点である。そのため、前掲図2のように、イギリスにおいて公的扶助の役割が大きくなることは想定されていなかった。実際に、1960年代前半までは、対人口比でみた公的扶助受給者の割合は、5%程度と小さなものにすぎない(笹山1968: 180)。これは、1990年代半ばのおよそ半分程度の規模である。

しかしその後、P. タウンゼントらの「貧困の再発見」の告発を受け、労働党は公的扶助をより人びとが利用しやすくなるよう、その「権利性」を強化する方向性を目指すことになる(星野1989: 108)。貧困状態でも公的扶助を利用しない人びとが多くおり、捕捉率が極めて低くなっていたことが問題視されたからである。労働党は、1966年にそれまでの国民扶助を補足給付(= Supplementary Benefits)へと切り替え、公的扶助を社会保険給付を「補足」するものとして位置付けていった。受給権の確立のために国民扶助委員会が廃止され、社会保障省が社会保険と公的扶助を一手に引き受けるものになったことのほか、受給資格の資産保有上限が撤廃されたのである。

社会分断の進展、社会保障の信頼低下

1966年の改革以後、景気の悪化も背景にあり、補足給付の受給者は急増していった。その際、稼働年齢層が補足給付の受給者として列をなすようになったことは、大きな変化であった。それまでは、低廉な年金給付だけでは生活を維持できない高齢者層が公的扶助受給者の中心であったからである。ためしに、図3によって、1992年時点における公的扶助受給者の対人口比を受給グループ別に

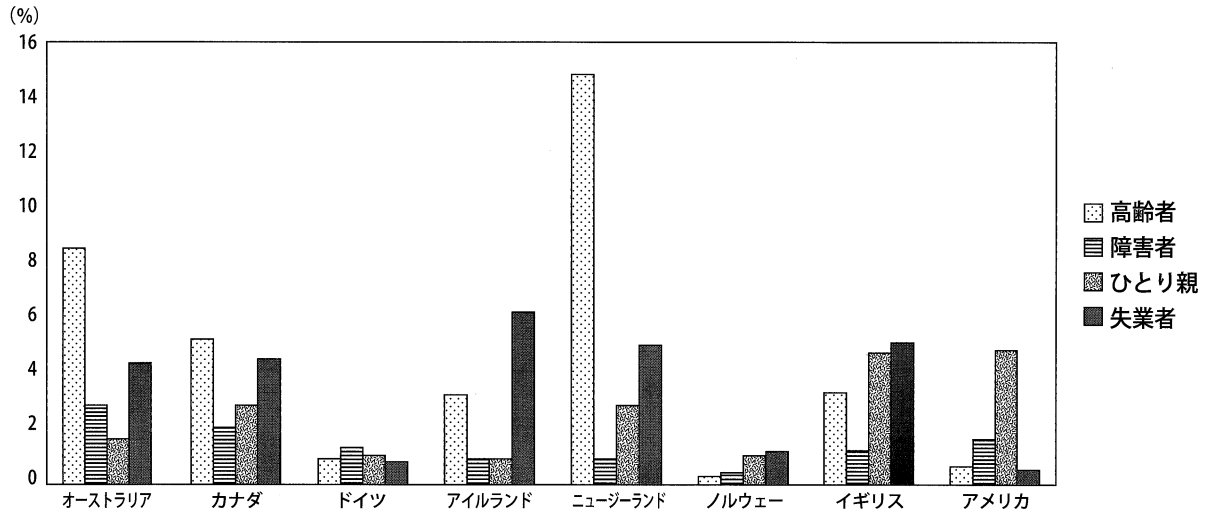
確認しておこう。イギリスはこの時点で、失業者の割合が5.1%と、ニュージーランド、オーストラリアのような公的扶助依存度が高い国よりも大きな数値を示していたことが分かる。

こうして公的扶助の規模が拡大し、その構成が大きく変化するなか、労働党による公的扶助の「権利化」を裏切るように、公的扶助受給者へのバッシングが増大していく。イギリスは、社会保障制度を構築する論理として、伝統的に「働けるもの／働けないもの」の区分を非常に重要視する国であり、社会保障は原則として「働けないもの」を救済するものとして考えられてきた。そのため、現役世代に対する社会保障は普遍的な医療サービスであるNHSを除いては手薄く、労働による「自立」圧力は強い。こうしたなか、稼働年齢層が公的扶助受給者の一群となったことで、社会保障制度からの恩恵が少ないミドルクラスから公的扶助バッシングが巻き起こり、社会保障制度の信頼を揺るがす事態につながっていったのである。

M. サッチャーは、こうした状況の変化を敏感に感じたおり、福祉依存からの脱却を標榜、ミドルクラスに目を向けた新自由主義的施策を推進することになる。サッチャー政権は、公的扶助に資産要件を改めて導入する一方、制度をより簡素なものとするため、補足給付を所得補助へと改革してもいる。しかし、サッチャー政権下で格差・貧困は急増し、政権の意図とは裏腹に、かえって所得補助の受給者は大きく増大してしまう。このことがさらに、社会保障への信頼低下を巻き起こすというように、悪循環をもたらしていく。

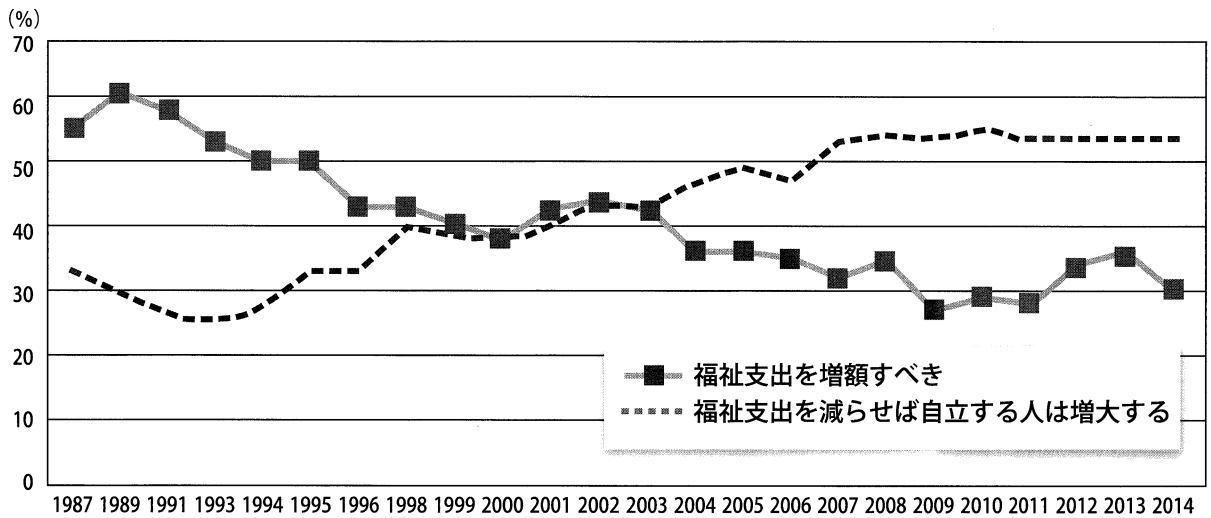
実際に、図4をみると、福祉支出に対する人びとの態度が厳しくなっていったことが確認できる。「福祉支出を増額すべき」という質問に賛成と答えた人は、サッチャー政権後半以降、大きく減少した。1980年代後半には60%以上の人びとが賛成と答えていたが、1990年代半ばになると20%ポイントほど落ち込んで過半を割り、現在ではかつての半分ほどの30%前後が賛成と答えているにすぎない。他方、これと入れ替わるように、「福祉支出を減らせば自立する人は増大する」という質問に対して

図3 対人口比でみた公的扶助の受給グループ別割合(1992年)



(出所) Eardley et al. 1996: 38-39より作成。

図4 福祉支出に対する態度



(出所) British Social Attitudes, Explore the British Social Attitudesより作成。

は、賛成と答えるものが急増していった。転換点は、公的扶助受給者がピークを迎える1990年代半ばにある。現在では賛成と答えるものが過半を超えてしまっている。

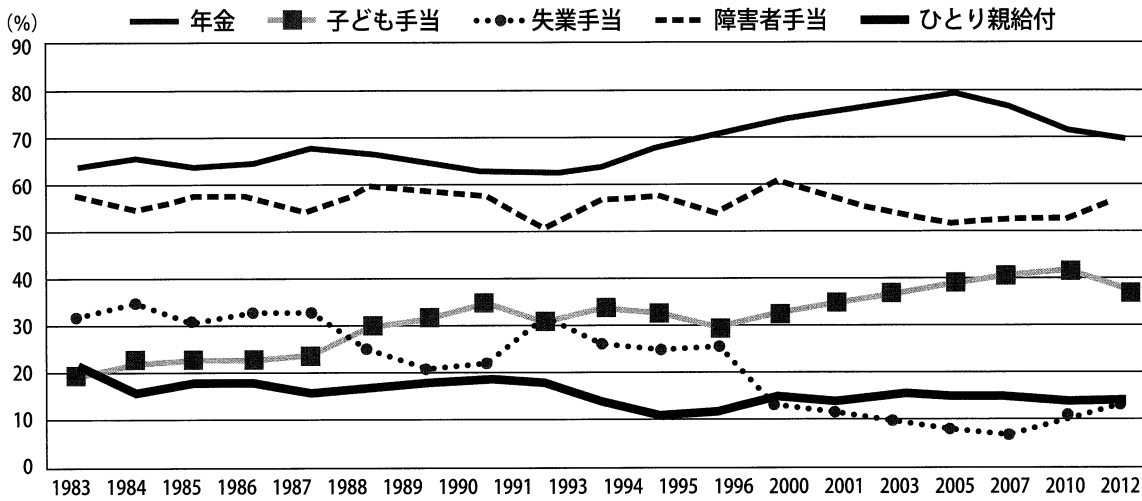
結果からみれば、労働党による公的扶助の「権利化」路線は社会分断の拡大を後押しし、社会保障の信頼低下を引き起こしてしまったといつてよい。これ以降、政治に付託されたのは、社会保障への信頼失墜という状況を前提にしつつ、いかにして格差・貧困の拡大に対処するのか、という極めて重い課題であった。

公的扶助の「分割」

— 「働けるもの／働けないもの」の再構成

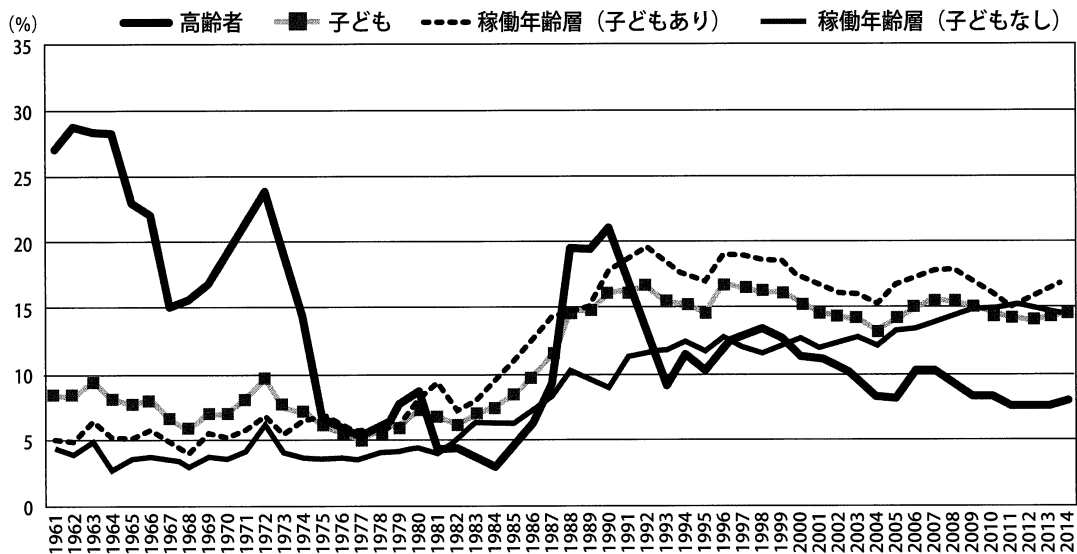
ニューレイバーが採用したのは、公的扶助を「分割」し、普通の人びとがより利用しやすい諸制度を作り、スティグマの領域を縮小するというかなり大胆な政策であった。もともと、何の手がかりもなくこれを行ったのではない。公的扶助を分割する際、彼らが指針としたのは、前述の「働けるもの／働けないもの」という区分である。すなわち、「働けるもの」については、失業扶助を求職者手当に改革し、就労要件を厳しくする形で所得補助から独立させる一方、ワーキング・プア層向けには資産要件のない

図5 優先的な給付は何か(第1番目、第2番目に優先する二つの政策領域を選択)



(出所) British Social Attitudes, Explore the British Social Attitudesより作成。

図6 相対的貧困率の推移(住宅費用控除後)



(出所) Institute for Fiscal Studies, *Incomes in the UK*より作成。

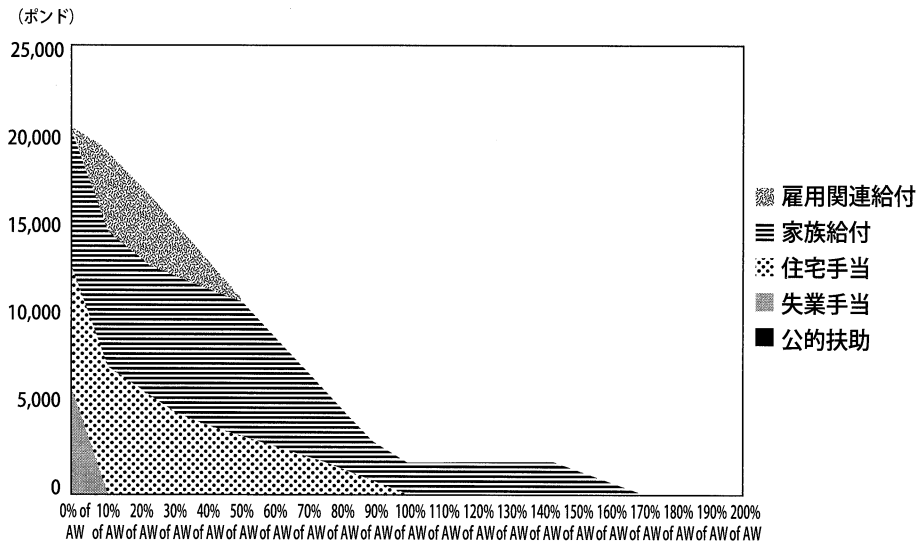
勤労税額控除を創設した。他方、「働けないもの」については、高齢者に対して資産要件を緩和した年金クレジットという最低所得保障年金を創設し、これを所得補助から分割・独立させたほか、子どもを抱える低所得世帯については、就労要件・資産要件がなく勤労税額控除よりもかなり手厚い児童税額控除を創設した。子ども向けについては、これらの現金給付に加え、全国でチャイルド・ケア施策を進展したほか、子どもの貧困対策法を成立させたことは周知の事実であろう。現在、家族向け支出の対GDP比を国際比較でみれば、イギリスは北欧諸国を凌ぎ世界で最も大きな国の一つとなっている。

以上のように、ニューレイバーは、伝統的な「働け

るもの／働けないもの」という区分によりつつも、雇用と家族の劣化という新しい社会的リスクを前提に、これを再構成しつつ制度を改変していったことが読み取れる。これらの結果、これまで所得補助の対象に含まれていた世帯が他制度へと包摂されていき、本論の冒頭で述べたように、所得補助制度はひとり親世帯を中心としたものとなっていったのである。

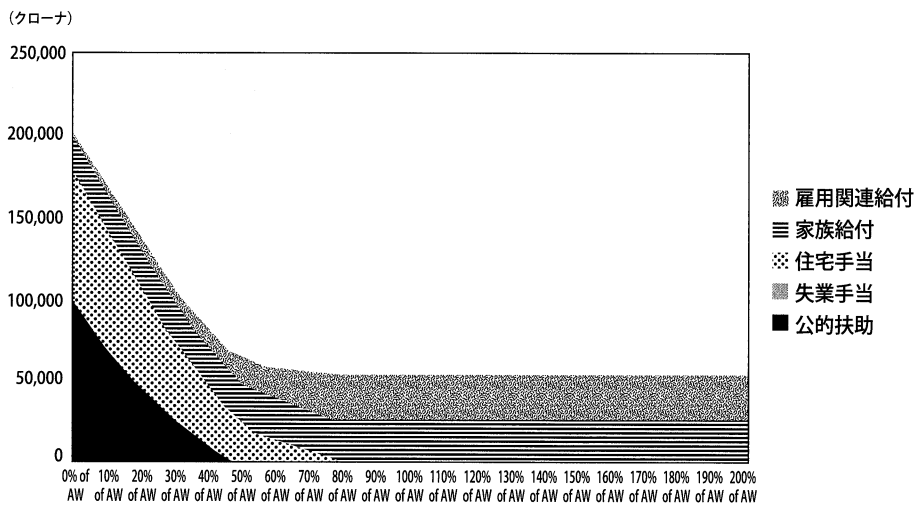
図5は、優先すべき給付の上位二つを挙げるよう質問したものであるが、ニューレイバーの戦略が一定の合理性を持っていたことが読み取れる。人びとは、高齢者や子ども、障害者という「働けないもの」に対しては相対的に寛容である一方、失業手

図7 イギリスの現金給付の規模と構成(2014年、標準世帯)



(出所) OECD, Benefits, Taxes and Wagesより作成。

図8 スウェーデンの現金給付の規模と構成(2014年、標準世帯)



(出所) OECD, Benefits, Taxes and Wagesより作成。

当に対しては極めて厳しい態度を持っている。他方で、ひとり親世帯に対する給付は取り立てて優先すべきものとして認識されてはいないが、「働けない」子どもを含むため、所得補助の受給グループとして正当化・合理化できたというわけである。

残された分断と亀裂

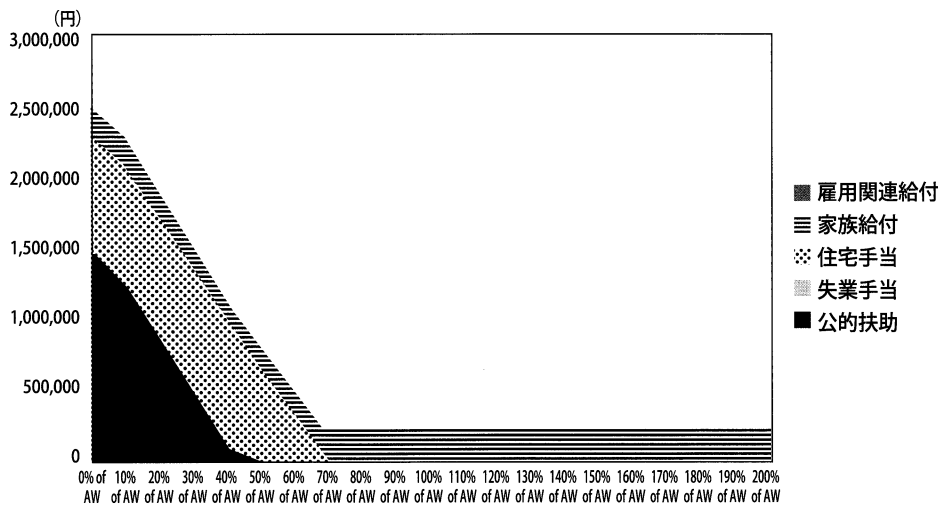
図6によって、以上の改革の成果を確認しておこう。この図はイギリスの相対的貧困率の推移を示しているが、高齢者の貧困率が2000年代に入って急速に減少していったことが読み取れる。子どもの貧困率もまた、サッチャー政権下で一挙に急増したものが、1990年代後半以降、漸減傾向を辿った。

ニューレイバーの政策については新自由主義からの連続・断絶という評価を巡って毀誉褒貶あるが、公的扶助の分割によるスティグマの領域の極小化という政策路線においては、客観的にみて一定の成果があったといえるだろう。

しかし、ニューレイバーの政策には大きな限界を伴っていたことも指摘しておく必要がある。図6から明らかなように、子どもを持たない稼働年齢層の貧困率が一貫して上昇しているからである。ニューレイバーの「第三の道」言説に基づく「働けるもの／働けないもの」の区分の再構成は、イギリスの自己責任主義を強化する形で進展したものと見える。

これを別な角度からみておこう。図7は、子持ちの

図9 日本の現金給付の規模と構成(2014年、標準世帯)



(出所) OECD, *Benefits, Taxes and Wages* より作成。

標準世帯を対象にした現金給付の規模と構成をみたものであるが、住宅手当を除けば、最も手厚いのは家族給付である。子なし世帯については当然、この家族給付部分が存在せず、ごくわずかな失業手当と、規模が小さくカバレッジが狭い勤労税額控除があるにすぎない。「働けるもの」に対しては、イギリスの社会保障制度は依然、選別的で残余的である。

こうした特質は、スウェーデンと比較するとより明瞭となる。図8から明らかなように、スウェーデンではイギリスよりも家族向け、雇用向けともに普遍的に現金給付が配られている。雇用関連給付は逡増的でさえある。ちなみに、図9によって日本についても確認しておこう。図中の公的扶助部分と住宅手当(=住宅扶助)部分が一体であることを念頭に置けば、極めて選別主義的な社会保障制度を有していることが分かる。また、雇用関連給付が存在せず、社会保障の束の数が二つのみと少なく、家族給付(=児童手当)が薄く広く分配されているにすぎない。

イギリスでは現在、自民・保守連立政権の下、年金クレジットを除く稼働年齢層向け給付が再度統合され、ユニバーサル・クレジットが新たに創設されている。制度の簡素化を目的としているが、税額控除が所得補助に吸収される格好になったため、これに資産要件が加わることになった。制度の選別性、残余性は以前よりも強化されたものといえる。加えて、財政再建のため、稼働年齢層への支出は

抑制基調である。

イギリスのEU離脱に向けた国民投票の結果が、グローバリズムによって悲鳴をあげる労働者の声に後押しされたことは広く知られた事実である(遠藤 2016: 133)。日本もまた、労働による自立圧力が強く、現役世代の貧困率の上昇が続いている。形態は異なるが、選別的で残余的な社会保障を持つという点においても、イギリスとの類似性が認められる部分がある。日本でも税・社会保障制度の改革論議が進展するいま、普遍的な社会保障制度を築けず、「働けるもの／働けないもの」の分断・亀裂を維持、温存することによって改革を進めたイギリスの功罪を、比較史の論点としてここに提示しておきたい。■

《参考文献》

- 遠藤 乾 (2016) 『欧州複合危機—苦悶するEU、揺れる世界』中央公論社。
- 籠山 京・江口英一・田中 寿 (1968) 『公的扶助制度比較研究』光生館。
- 唐鎌直義 (1997) 「イギリス公的扶助制度の現状：日本との比較において」『大正大学研究論叢』第5巻、123～145頁。
- 星野信也 (1989) 「イギリス、アメリカの社会扶助—国際比較の視点—」『人文学報 社会福祉学』第5巻、97～142頁。
- Eardley, T., Bradshaw, J., Ditch, J., Gough, I. and Whiteford, P. (1996), *Social Assistance in OECD Countries: Synthesis Report, Department of Social Security, Research Report 46*, HMSO.

ドイツの所得再分配

—保守主義型福祉国家における多様な選択—

嶋田 崇治

下関市立大学経済学部講師

はじめに—福祉国家論と財政—

ドイツは、自由主義型、保守主義型、社会民主主義型という福祉国家の3類型(エスピン・アンデルセン 2001)のうち、保守主義型(あるいは大陸型、ビスマルク型)に分類される。保守主義型福祉国家の特徴は1)脱商品化の度合いが高いこと、2)階層化の度合いが高いこと、3)脱家族化の度合いが低いこと、とされる(宮本 2004:188)。

財政学の領域においても福祉国家研究は散見される¹。近年では、関野(2015)が、上記の3類型を下敷きにして、各国における歳出・歳入の規模と構成、税・社会保障による所得再分配の現状と効果に関する様々なデータを提示し、より財政学的な観点から福祉国家の現状分析を試みている。しかし、この3類型の枠組みに強く規定されるあまり、

近年、実態として観察される保守主義型福祉国家の変化の兆しがうまく捉えられていない。

一方、政治学の領域においては、保守主義型福祉国家(あるいはレジーム)の再編や分岐に着目する研究(近藤 2015、田中 2017)が数多く発表されている。また、エスピン・アンデルセンの分析枠組みを批判的に捉え直そうとする意欲的な試みとして、福祉国家の変遷に対する宗教の影響の重要性を強調する研究(Manow 2006)なども存在し、各国の福祉国家の変遷を説明する変数にも多様化がみられる。しかし、財政学の観点から以上のような議論を眺めた場合、福祉国家研究に欠かすことができない社会支出に係る歳出・歳入の分析のあり方に関しては、なお踏み込んで議論する余地が残されているように思われる。

以上を踏まえて、本稿では、ドイツと同じ保守主義型福祉国家に分類されるフランスとの社会支出に係る財政面での比較を通じて、同類型内部における両国の多様な選択と、その中で移りゆくドイツの税・社会保障を通じた所得再分配の現状について明らかにしていく。

保守主義型福祉国家の多様な選択

はじめに歳出面をみていこう。図表1は仏独両国の社会支出の規模と構成の推移を示している。同図表からは、1980年代以降、両国の社会支出規模は拡大傾向を示しながらも、その規模に大きな

しまだ たかはる

2013年慶應義塾大学大学院経済学研究科後期博士課程単位取得退学。2009年横浜国立大学大学院国際社会科学研究所経済学修士号。専門は、ドイツ財政金融史。立教大学経済学部助教を経て、2015年より下関市立大学経済学部講師。

論文に、“Explaining Japan’s Fiscal Performance? Why has it Become an Outlier? (with Masayuki Takahashi),” in Park, Gene and Eisaku Ide, *Deficits and Debt in Industrialized Democracies*, Routledge, 2015. 「1975年ドイツ所得税改革と財源調達を巡る政府間財政関係の実態—連邦国家ドイツにおける相対的財政健全性の一考察—」『地方財政』54(6) (地方財務協会、2015年)。

図表1 社会支出の規模と構成の推移(対GDP比、%)

	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014
フランス	高齢	7.6	8.6	9.2	10.6	10.5	10.9	12.2	12.3	12.5
	遺族	1.9	2.0	1.6	1.6	1.5	1.8	1.7	1.7	1.7
	医療	5.5	6.1	6.2	8.0	7.8	8.3	8.7	8.7	8.6
	障害	2.8	2.8	2.1	2.1	1.7	1.9	1.7	1.7	1.7
	家族	2.4	2.7	2.5	2.7	3.0	3.0	3.1	3.0	2.9
	失業	..	2.3	1.7	1.6	1.5	1.7	1.6	1.7	1.6
	積極的労働	..	0.6	0.7	1.2	1.2	0.9	1.0	1.1	0.9
	住宅	0.4	0.7	0.7	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8
	その他	0.2	0.3	0.3	0.4	0.6	0.6	0.6
	計	20.6	25.8	24.9	29.0	28.4	29.6	31.5	31.7	31.4	31.5	32.0
ドイツ	高齢	9.7	9.8	6.6	7.8	8.6	9.1	9.2	8.9	8.6
	遺族	0.9	0.7	2.9	2.8	2.6	2.3	2.2	2.1	2.0
	医療	6.3	6.5	6.1	7.6	7.6	7.7	8.4	8.2	8.0
	障害	2.0	1.8	1.9	2.3	2.2	2.0	2.1	2.1	2.0
	家族	2.0	1.5	1.8	2.1	2.1	2.1	2.2	2.2	2.2
	失業	0.5	0.9	0.8	1.5	1.3	1.9	1.7	1.5	1.2
	積極的労働	..	0.5	0.9	1.2	1.2	1.0	1.0	0.9	0.8
	住宅	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	0.7	0.7	0.7	0.6
	その他	0.3	0.4	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2
	計	21.8	22.2	21.4	25.9	26.2	27.0	27.6	26.8	25.5	25.4	25.6

出所:OECD Stat. Social expenditure aggregated dataより作成。

乖離が生じている、ということを読み取ることができ
る。1980年時点では、両国の社会支出規模に大
きな差はなかった。しかし、その後、同じ保守主義
型福祉国家に位置づけられながらも、その規模は
大きく乖離し続け、現在ではフランスがスウェー
デンを抜いて、最も大きな福祉国家となっている(田中
2017:187)。これに対して、近年、ドイツは社会支出
規模を相対的に抑制しているのである。

以上の社会支出規模の拡大の背景には、高齢
化に伴う高齢・医療分野の比率の急激な上昇が
あった。しかし、フランスが高齢者に対する給付比
率を大きく拡大している一方で、ドイツは同比率を
抑制している点に大きな違いがある。図表2は高齢
者に対する現金給付の推移を示しているが、フラン
スは年金等の高齢者に対する現金給付の比率を
拡大しているのに対して、ドイツはそれを抑制して
いる。これが両国の社会支出規模の乖離を生じさ
せてきた主要因である。

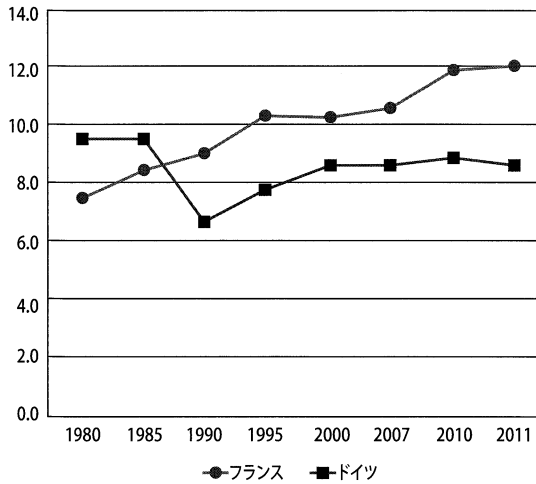
フランスにおいては、高水準の社会的保護を維
持すること、そして高齢者等に係る政策を共同負担
で支える保険制度に対して強い合意が存在するこ
と(Konishi and Tristram 2015:24-25)から、年金
等の高齢者に対する給付規模を抑えることが難し
く、その一方で、ドイツにおいては、コール政権期

年金改革、シュレーダー政権期の積立方式の個人
年金の導入、メルケル政権期の年金の支給開始年
齢の引上げを通じて、高齢者に対する現金給付の
抑制を漸次的に図ってきた(近藤 2015:69)。このよ
うに、同じ社会保険制度を核とした国でも、高齢者
に対する現金給付を通じた所得再分配のあり方に
分岐の兆しが看取されるのである。

続いて、図表3は両国における現物・現金給付
規模の推移を示しているが、ここからは両国が現金
給付の上昇を抑えながら現物給付を拡大させてい
る点を確認することができる。これは、高齢化や女
性の社会進出を背景としたケアに対する必要の高
まりに対応するために、両国が現金給付から現物
給付へと社会支出の重点をシフトしつつあること
を示唆している。ただし、上述のようにフランスは年金
等の高齢者に対する現金給付をドイツほど抑える
ことに成功していない。このことが両国の現金給付
規模の乖離に結びついているのである。

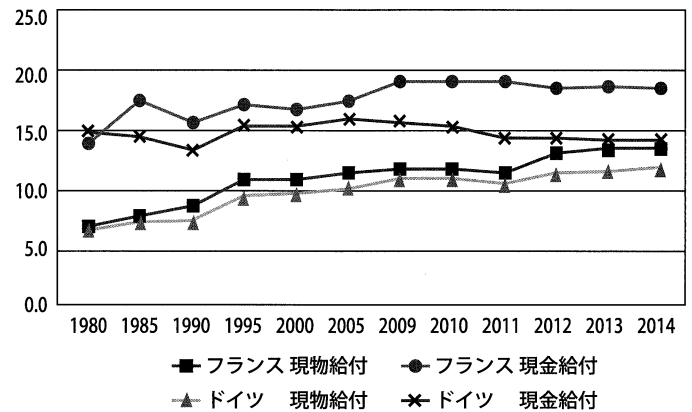
以上のような現金給付から現物給付へのシフト
は、家族政策の領域においても同様に確認できる
(図表4参照)。ドイツにおいては、再統一を境にとり
わけ家族政策における現物給付規模が拡大した。
さらに、それ以降も、シュレーダー政権期におい
ては、女性の就労を、メルケル政権期においては、女

図表2 高齢者に対する現金給付の推移(対GDP比、%)



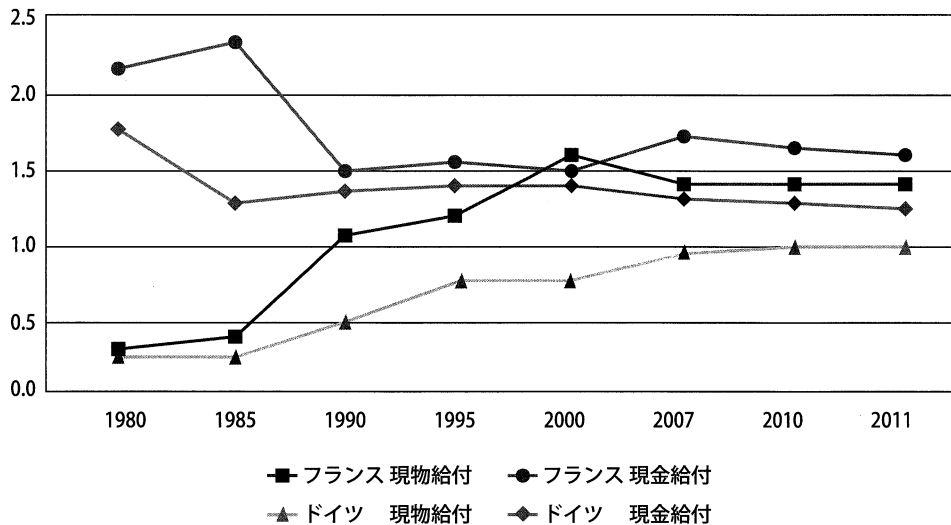
(出所) OECD Stat. Social expenditure aggregated dataより作成。

図表3 現物・現金給付の推移(対GDP比、%)



(出所) OECD Stat. Social expenditure aggregated dataより作成。

図表4 家族に対する現物・現金給付の推移(対GDP比、%)



(出所) OECD Stat. Social expenditure aggregated dataより作成。

性が家事をする家族と共働き家族の選択を重視した家族政策が講じられてきた(田中 2017:186)。保守主義型福祉国家は一般的に脱家族化の度合いが低いといわれてきたが、家族政策の領域においても変化の兆しが看取されるのである²。

次に歳入面に目を移そう。歳入面においては、所得再分配のあり方や保守主義型福祉国家の多様な選択に関連した、いつそう顕著な変化がみてとれる。その変化は大きく分けて2つあり、それらは階層化の度合いと所得再分配のあり方に強く関連性を有する。1つ目の変化は、社会保険料によるファイナンスと税によるファイナンスのバランスのシフトで

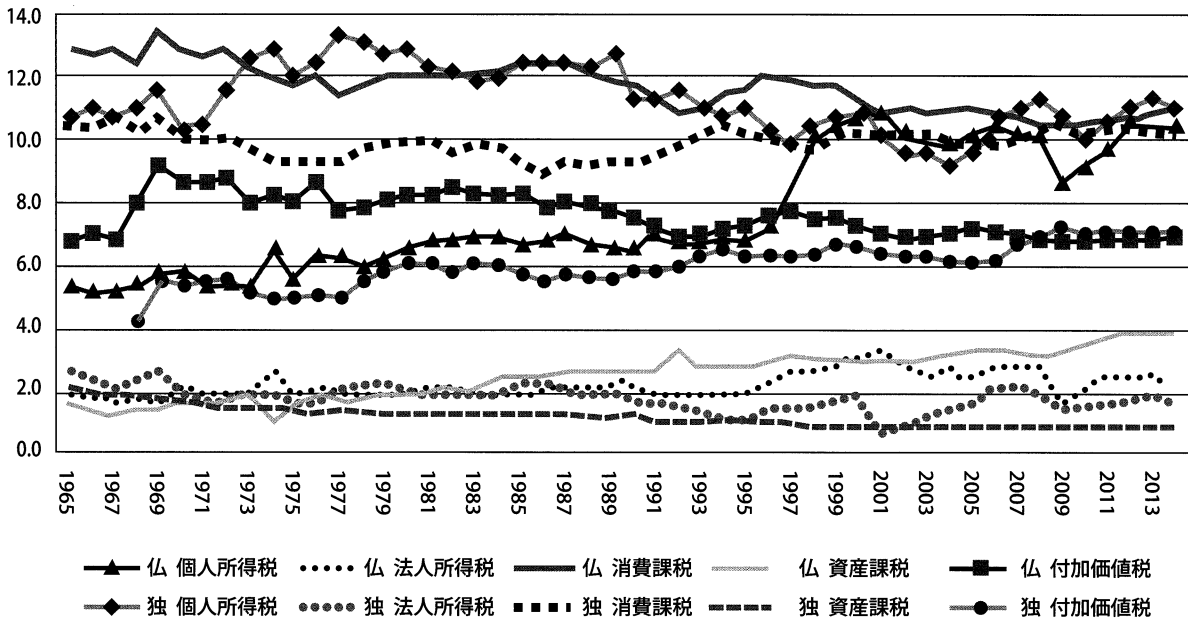
ある。図表5からは両国において、社会保険料から税へのシフトが生じていることを読み取ることができる。その主な背景には、社会保険料が基本的に労使折半で負担される両国において、グローバル化が進む中、賃金付帯コストの上昇に伴う国際競争力の低下に対する懸念の高まりがあった。社会保険料は個別報償、税は一般報償という分類に基づけば、上記のようなシフトは、職域別の社会保険制度の有する階層性を越えた負担の領域が拡大しつつあることを示唆している。ただし、所得再分配のあり方を考える場合、どのような税でファイナンスしているのか、誰にその負担が課されているのかが問

図表5 社会保護費の負担構成の推移(全体比、%)

	税(政府)			社会保険料			うち						その他		
							雇用主			被用者					
	1997	2003	2010	1997	2003	2010	1997	2003	2010	1997	2003	2010	1997	2003	2010
フランス	23.9	30.0	34.0	73.0	66.6	63.8	46.6	45.9	43.0	26.4	20.7	20.8	3.1	3.5	2.1
ドイツ	30.0	34.6	36.7	67.2	63.7	61.5	38.2	36.5	32.9	29.0	27.2	28.6	2.7	1.7	1.8

(出所) Eurostat: European social statistics 2013 edition, European social statistics, Social protection expenditure and receipts data 1997-2005より作成。

図表6 租税構成の推移(対GDP比、%)



(出所) OECD Stat. Revenue statisticsより作成。

題となろう。そこで租税構成の推移を確認することにしよう。

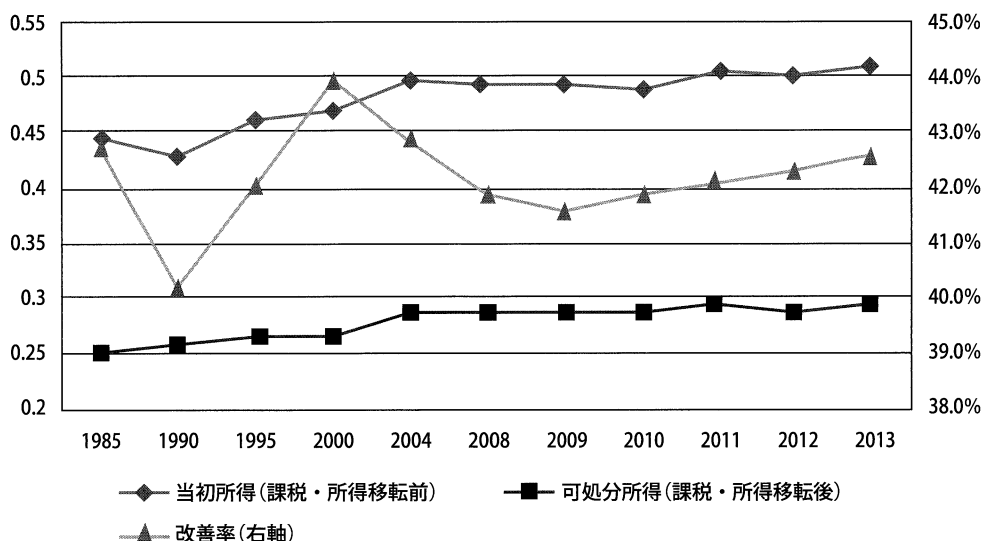
図表6からは、税による再分配を考える上で非常に興味深い傾向を読み取ることができる。その傾向とは、1970年代以降、フランスが付加価値税を中心とした消費課税の比率を低下させながら、所得課税、資産課税の比率を拡大させてきた一方、ドイツは所得課税、資産課税の比率を低下させながら、付加価値税を中心とした消費課税の比率を拡大させてきたことである。このことは、所得課税、資産課税が累進的、消費課税が逆進的という一般的な理解に基づけば、フランスが累進的、ドイツが逆進的な租税構成へと舵を切ってきたことを示唆している³。

フランスは1960年代、既に相対的に高い付加価値税率を課していたが、ドイツの税率は1968年に付加価値税を導入した際、10%と相対的に低

かった。欧州における税のハーモナイゼーションの動きに符合する形で、前者は付加価値税の比率を低下させ、後者はその比率を拡大してきた。個人所得税に目を転じると、個人所得税中心の租税構成を有してきたドイツは、既に1970年代中頃から、その比率を低下させることによって中間層への利益配分を行い、低所得者を含めた普遍的な児童手当の給付規模を拡大することを通じて、パッケージとして付加価値税増税への合意をとりつけていた(嶋田 2015)。

時代の必要にあわせた政策パッケージという意味において、社会支出を支えるための社会保険料率の引上げが困難になった際に、これを付加価値税で置き換えていくという近年にみられる措置との連続的な側面をそこにみいだすことができよう。その一方で、消費課税中心の租税構成を有してきたフランスは、その比率を低下させながらも、ドイツ同

図表7 ドイツにおけるジニ係数と税・社会保障による改善率の推移



(出所) OECD Stat. Income distribution databaseより作成。

様、社会保険料率の引上げによる社会支出のファイナンスの困難に直面する中で、CSGという社会保障目的税の導入を通じて個人所得税比率の拡大による財源確保を目指してきたのである。

2つ目の変化は、既に触れた社会保険料負担の軽減(図表5参照)である。その負担軽減効果がどの負担者に、どの程度生じているのかということは、再分配のあり方を考える上で重要であろう。社会保険料負担の軽減は、仏独両国に共通してみられる現象であるが、前者においてはとりわけ被用者負担の軽減に、後者においては雇用主負担の軽減に結び付いている点で異なる。ドイツは2006年に16%から19%への付加価値税増税を行ったが、その際、失業保険の保険料率の引下げが行われた。失業保険の保険料負担は他の保険制度と異なり、労使折半ではなく、雇用主負担であるため、社会保険料から税によるファイナンスへのシフトは、雇用主負担の軽減として機能した、といえよう。このように、同じ保守主義型福祉国家に分類される両国にあっても、税・社会保険料の負担の所在やそのシフトの方向に大きな相違が存在したのである。

最後に、以上のような社会支出に係る歳出・歳入の変化を経験してきたドイツにおけるジニ係数の推移について論じよう。図表7からは、税・所得移転による改善率が一定水準を維持している一方で、ジ

ニ係数は当初所得(課税・所得移転前)、可処分所得(課税・所得移転後)ともに一貫して上昇傾向を示してきたという事実を確認することができる。後者の格差拡大の原因は前者の格差拡大によって概ね説明可能であるように思われるが、近年における租税構成の変化⁴(所得課税・資産課税の比率低下、消費課税の比率上昇)を考えれば、税を通じた所得再分配効果の低下の影響も看過することはできないだろう。実際、Schmidt and Stein (2013)は、1991年から2010年までのドイツにおける所得格差の拡大の要因を分析した研究の中で、付加価値税増税のみならず税・社会保障負担のあり方が低所得層の家計に対して負の効果を与えてきた点を指摘している。

おわりに—ドイツ福祉国家の行方—

本稿では、フランスとの比較を念頭に、保守主義型福祉国家の多様な選択という点に着目しながら、近年のドイツの所得再分配の変遷について論じてきた。ドイツにおいては、社会保険を核とした保守主義型福祉国家の特徴が保持される一方で、脱家族化との関連では現金給付から現物給付への重点のシフト、階層化との関連では社会保険料と税のバランスのシフト、といった変化の兆しが取

された。こうした変化の中で、所得再分配のあり方も変化している。とりわけドイツの租税構成は既に1970年代中頃以降、逆進性を強める傾向に転じており、改善率は一定水準を維持しているものの、税による所得再分配効果は低下傾向にある。加えて、社会保険料負担の軽減による恩恵は被保険者ではなく、雇用者に集中している。こうした傾向もドイツの所得再分配や所得格差に係る議論における重要な論点となるだろう。

以上のようなドイツの近年の動向を踏まえれば、今後、年金を中心とする現金給付を抑制し、時代が要請する養老・介護、育児・保育といった現物給付の領域の拡大を通じて脱家族化を進め、社会支出を持続的に支えていくために、引き上げることが困難となった社会保険料の代わりに税を通じて広く人々に負担を求めていくことが今後の方向性の1つとして浮かび上がってこよう。ドイツがそうした方向へと進もうとするならば、今後、直面する可能性のある課題は2つある。ひとつは社会保険料負担の軽減の恩恵が被保険者に及ばず、加えて付加価値税の逆進性が低所得層および中間層の負担を増大させるという事態にどのように対応していくのか、いまひとつは付加価値税増税が限界を迎えた際に、社会支出を支える財源をどこに求めるのか、ということである。人々の必要の充足のために以上のような困難な道を進むのか、保守主義型福祉国家に留まるのか、あるいは社会支出縮減の道⁵を進むのか、引き続きドイツ福祉国家の変遷と行方を注視していきたい。■

《注》

- 1 財政学の領域における代表的な福祉国家研究としては林・加藤編(1992)、岡本(2007)などが挙げられる。
- 2 なお、現金給付に関して「抑制基調」を強調したが、児童手当等をGDP比ではなく、金額の推移で見れば、紆余曲折しながらも維持・拡大しており、両親手当、育児手当などの導入を併せて考えれば、それは必ずしも縮小を意味するわけではない。その点には留意が必要である。
- 3 Schaefer(2013)の示すドイツにおける所得分位別の所得税と付加価値税の負担をみる限り、前者は累進的、後者は逆進的であることが実態としても

確認される。ただし、フランスのCSGは一般比例所得税であり、消費課税の比率の低下や資産課税の比率の高まりを考慮せずに、所得課税の比率の高まりのみをもって累進化傾向にあると論じることは誤りである。CSGに関しては小西(2013)参照。

- 4 近年におけるドイツの税制改革の詳細に関しては関野(2014)参照。
- 5 近年、ドイツにおいては、ハルツ改革などに象徴される福祉縮減、労働市場の規制緩和が実施されている。これは、ドイツ福祉国家の再編、所得格差の拡大を考える上で非常に重要な改革であった。こうした労働市場政策の展開に関する分析に関しては今後の課題としたい。

《参考文献》

エスピン・アンデルセン, G. (岡沢憲英・宮本太郎監訳) (2001) 『福祉資本主義の三つの世界—比較福祉国家の理論と動態』 ミネルヴァ書房。

岡本英男(2007) 『福祉国家の可能性』 東京大学出版会。

小西杏奈(2013) 「一般社会税(CSG)の導入過程の考察—90年代のフランスにおける増税—」 井手英策編 『危機と再建の比較財政史』 ミネルヴァ書房。

近藤正基(2015) 「保守主義レジームから変化するドイツ」 新川敏光編 『福祉レジーム』 ミネルヴァ書房。

嶋田崇治(2015) 「1975年ドイツ所得税改革と財源調達を巡る政府間財政関係の実態—連邦国家ドイツにおける相対的財政健全性の一考察—」 『地方財政』 54(6)、124-165 地方財務協会。

関野満夫(2014) 『現代ドイツ税制改革論』 税務経理協会。

——(2015) 『福祉国家の財政と所得再分配』 高菅出版。

田中拓道(2017) 『福祉政治史—格差に抗するデモクラシー—』 勁草書房。

林健久・加藤栄一編(1992) 『福祉国家財政の国際比較』 東京大学出版会。

宮本太郎(2004) 「福祉国家類型と企業・家族」 新川敏光ほか著 『比較政治経済学』 有斐閣。

Konishi, Anna and Frédéric Tristram (2015) “The Difficulty of Fiscal Consolidation in France,” in *Deficits and Debt in Industrialized Democracies*, ed. Gene Park and Eisaku Ide. Routledge.

Manow, Philip (2006) “The impact of class coalitions, cleavage structures and church-state conflicts on welfare state development,” *Working Papers Political Science*, No. 2006/03.

Schaefer, Thilo (2013) „Verteilung der Steuern und Sozialbeiträge in Deutschland,“ *Trends*, DIW-Berlin.

Schmidt, Kai D. and Ulrike Stein (2013) “Explaining Rising Income Inequality in Germany, 1991-2010,” *SOEP papers*, 592/2013.

デンマークにおける児童手当と移転的基礎控除

—税制上のジェンダー平等化過程に着目して—

倉地 真太郎

後藤安田記念東京都市研究所研究員

はじめに

デンマークは、家族・児童関係社会支出の規模が国際的にみて大きく、同時に制度上でも高いレベルでジェンダー平等化を達成する国である。税制に関していえば扶養控除や配偶者控除がない代わりに、移転的基礎控除と児童手当等の様々な所得保障制度を組み合わせることで制度上でのジェンダー平等化と高い所得再分配機能を達成している。

しかし、歴史的にみればデンマークでの制度上のジェンダー平等化や「子育ての社会化」の過程は紆余曲折を経たもので、他の北欧諸国と比べて遅く、政策レベルでも1980年代まで消極的な態度が取られていた。また、デンマークでは1960年代から女性の社会進出が急速に進んだものの、児童手当や子育てサービスの不足を背景に、1980年代まで深刻な少子化に直面していた。一体、1980

年代にどのような経緯でジェンダー平等化と「子育ての社会化」が進んだのだろうか。

そこで本稿では、1980年代に実施された税制上のジェンダー平等化(移転的基礎控除)、児童手当の拡大・普遍主義化、そして所得税制の再編(二元的所得税の導入)の過程を、制度的文脈と形成過程に着目して分析したい。

本稿の構成は以下の通りである。最初に所得税導入から1980年代までの制度的文脈を概観し、次に1987年税制改革の政策形成過程を明らかにする。最後に結論を述べて本稿を締めくくりにする。

女性の社会進出、租税抵抗、税制上のジェンダー平等化

ジェンダー間の平等に関して、デンマークでは、1920年代に婚姻法改正でいち早く経済的市民としての平等や女性個人の権利が認められた一方で、税制上の女性個人の平等と権利が認められるまでには、それから60年近くの年月を要した。

デンマークの所得税制は、1903年に始まる。この時、所得税は夫婦合算課税方式であり、妻や児童は税法上、独立した存在して認められていなかった。同年に「扶養控除(所得控除方式)」、1912年には家庭外雇用で生じる世帯支出増加に伴う補てんとしての「妻控除(Hustrufradrag)」(1975年に廃止)、1922年には夫が受け取る「配偶者控除(housewife bonus)」(所得控除方式、1956年か

くらち しんたろう

慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学。修士(経済学)。専門分野は、財政学。慶應義塾大学経済学部助教を経て、後藤安田記念東京都市研究所研究員。

著書に『社会的分断を越境する 他者と出会いなおす想像力』(2017年、青弓社、共著)、『最低生活保障と社会扶助基準 先進8ヶ国における決定方式と参照目標』(2014年、明石書店、共著)、『社会保障・税一体改革 後の日本財政』(2014年、有斐閣、共著)など。

ら税額控除方式)が導入された(Ravn and Bente 2010:52;Ravn 2000:116; Christensen 2003:4)。そして1970年に、夫婦合算課税方式が個人単位課税方式に改正される。これにあわせて新しい配偶者控除制度が導入されて、片働き世帯に対しては夫に対して二人分の税額控除を認める制度が導入された(Ravn 2000:116)。

個人単位課税制度は、1950年代から政策形成レベルで検討され始めたが、約85%の納税者が当時のシステムで租税負担のメリットを受けていて、社会民主党でさえも夫婦合算課税の支持者であり、個人単位課税化の道のりは遠かった(Ravn 2008:69)。

しかし、1950年代後半に転機が訪れる。当時、国内では労働力不足が深刻で、これを解消するために、女性が家庭に留まるのではなく労働市場に参画していく必要性が検討されるようになったからである。配偶者課税の政府委員会(1961年)は、夫婦合算課税こそが「結婚のペナルティ」であり、個人単位課税こそが結婚に対する中立性を確保することから、個人単位課税の導入、家族向け税制優遇措置の廃止、そして児童控除の引き上げ等を提案した(Ravn and Bente 2010:54)。改革案が実行された場合、当時一般的であった専業主婦世帯に対する租税負担は増加するが、対して家庭外雇用の既婚女性の世帯は負担が軽減される。この提案に対して、社会民主党側は粘り強い抵抗を見せたのだが、交渉を経て1967年に法案がようやく可決されたのであった。

もともと、個人単位課税化といっても多くの控除が残存し、依然として妻や児童は世帯の一部という扱いに変わりはなかったし、適用される分離所得は既婚女性の稼得所得に限定されていた。さらに同時に源泉徴収課税制度を導入したことで、申告所得税制下よりも課税所得が正確に補足できるようになった分、負担額も急増した。また個人単位課税のもとでは世帯間の公平性、すなわち同じ所得を持つ世帯で租税負担を同じにすることは、阻害される、という短所がある。これらによって多くの納税者が既存の税制のあり方に対して反感を持つように

なったのである。

このような強い租税抵抗をすくい取ったのが、弁護士グリストロップであった。彼は1972年に進歩党を創設し、所得税廃止をスローガンに全国で草の根運動を展開した。低・中所得・ブルーカラーを対象とした選挙運動は彼らの支持を確固たるものとし、1973年12月国政選挙で同党は第二政党まで躍進する。つまり当時のデンマークの人々は税制のあり方に強い反発を持っていた、ということである。

そのような中で政府委員会は配偶者課税のあり方について検討を開始する。1974年報告書では、夫婦合算課税の完全なる廃止は技術的に実現不可能であるため、個人単位課税を維持しつつ、例外として、使いきれなかった基礎控除(税額控除)を配偶者に移転させて適用させる制度、いわゆる移転的基礎控除の導入を提案した(Folketingsudvalg 1974:28)。

だが、政府委員会の提案はすぐに実施されることはなく、1982年5月にようやく実施が決定する。この租税法改正によって、税制上においても夫婦間の平等を確保することが明記された。そして、片働き世帯でも夫婦二人分の控除がフレキシブルに適用できるようになったので、パートタイム世帯等は租税負担が軽減され世帯間の公平性が改善した¹。当時は基礎控除額を年々大幅に引き上げていたことから、移転的基礎控除の恩恵は以前よりも多くの共働き世帯に行き渡ったと考えられる。

しかし、依然として多くの納税者にとって当時の制度は理解することが困難であり、逆に国際資本移動の活発化を背景に所得の種類で異なる資本所得税率、配偶者間の控除・自営業の所得移転を利用することで租税回避が横行していた。

これに対して、配偶者課税に関する政府委員会(1983年10月)は「資本所得が比例で課税され、一方で労働所得が累進で課税される租税モデルが、配偶者課税がもたらす困難さを一定程度克服する」と結論付けた。なぜなら「賃金と他の所得を常に容易に配偶者の一人に割り当てて、配偶者に対してより低い税率を所得に適用することが不可能だ」か

図表1 所得税制・児童控除手当の制度改革一覧

制度改革の年度	1903	1912	1922	1960	1970
所得税制全般	所得税の導入 (夫婦合算課税制度)	社会保障制度の構築のために所得税率を引き上げ			個人単位課税化／源泉徴収課税制度の導入
基礎控除	基礎控除額の導入	基礎控除額の引き上げ			
配偶者控除関連		妻控除の導入	配偶者控除の導入		
児童控除・手当	扶養控除の導入			扶養控除の廃止、手当型に	
育児休暇／子育てサービス関連	世帯所得に応じた保育園の利用料制度			母親休暇の導入	
経済・社会的背景				労働力不足を背景とする女性の社会進出急増	
影響	多くの専業主婦世帯や単身世帯にとってメリットのある税制			夫婦合算課税制度の負担上のメリットが次第に小さくなる。	所得税負担の急増／強い租税抵抗

出所: デンマーク税務省HP; Christensen 2003; Folketingsudvalg 1985; Ravn 2000; 2008; Ravn and Bente (2010) から作成。

らである(Folketingsudvalg 1985:57)。これは、二元的所得税 (Dual Income Taxation) と呼ばれる、労働所得には累進課税、資本所得は合算して比例課税を行う分離課税制度のことを指していて、当時政府委員会内でも導入が検討されていた。この税制は、各所得の最低税率が比例で統一されているため、租税回避を少なくできる。そのため、移転的基礎控除の導入と整合的な制度であった²。

1987年税制改革 —二元的所得税と児童手当の普遍主義化

当時の政権は、根強い租税抵抗を克服するため、1980年代初頭から1903年以来最大規模の改革の検討を進めていた。しかし税制改革の実施には政党間の幅広い合意が不可欠であった。その鍵となったのが児童控除・手当の改正である。

1983年10月、保守国民党率いる政権は1970年代後半の石油ショックによる財政難を理由に、1984年度予算案で歳出削減政策の検討を開始していた。それは児童手当の歳出額を削減するために、世帯所得制限額を引き下げ、制限額を超える分だけ給付額を削減するという内容であった。ところが、この提案は多方面、特に革新自由党から強い批判を浴びた³。当然、政権側としては野党の意見を無視するわけにはいかなかった。フォイエール財務大臣によれば「現在のデンマーク政府は少数政権にあり、少なくとも一つの野党と協力する必要があることから、社会民主党と革新自由党との合意を得なければ税制改革の半分も達成することはできな」かったのである (Nordiskaskattevetenskapliga forskningsrådets 1986)。

そのため政権側は、児童手当改革と税制改革

	1975	1983	1984	1987	1989
	国の所得税一部減税と地方所得税への税源移譲			二元的所得税の導入 (資本所得税率のと所得間の最低税率の統一) / 国税から地方所得税への税源移譲	
		移転的基礎控除の導入	基礎控除額の引き上げ		
	妻控除の廃止				
			児童小切手の導入 (児童控除の税額控除化)	児童手当の普遍化と給付額の引き上げ(児童家族手当の導入) / 児童給付の導入	
	生活支援法による保育園施設数の拡大・施設運営の分権化		両親休暇の導入で父親も休暇取得可能に	保育サービス費用の財源分権化 / 待機児童を防ぐための地方政府の責任明確化	
強い租税抵抗 / 少子化 / 経済のグローバル化による国際資本移動の活発化					同性パートナーシップ制度(同性婚)が世界で初めて導入
地方所得税の比重増加・地方政府サービスの拡充	税制上のジェンダー平等化の達成 / 租税回避の増大	貧困世帯が児童小切手を受けられない / 育児休暇が普及 / 少子化への歯止め	租税回避の防止 / 比例資本所得税による世帯間公平性の改善	同性パートナーも税制上の優遇措置の対象に / 同性カップルも含めたジェンダー平等化が達成	

を同時に実施し、扶養世帯に児童控除拡大で実質的な減税を図る戦略に切り替え、1984年に控除額の引き上げに併せて、所得控除の代わりに児童小切手 (Børnechecken) と呼ばれる税額控除 (800DKK) を導入した。しかし、いずれにしても当時の児童手当・控除の増加幅は基礎控除額の増加幅に比べて非常に小さく、移転的基礎控除下において相対的に児童扶養世帯のみが不利であることには変わりなかった。確かに1960年代以降、女性の社会進出が急速に進み、共働き世帯が急増していたわけだが、その反面、合計特殊出生率は1980年代中頃まで落ち込み続けていたのであり、不足する児童控除額のために「子育ての社会化」は十分に達成されていなかったのである。

このような中で1984年12月に政党間協議が開始する。交渉過程で中道右派政権は二元的所

得税に加えて、児童手当の導入と児童小切手の維持、つまり手当と控除の組み合わせ案を提出した。だが、交渉の終盤に革新自由党側が児童小切手では不十分であることを理由に改革案を拒否する。その代わりに彼は、税制改革の合意条件として所得や資産にかかわらず給付される普遍主義的な児童家族手当 (Børnefamilieydelse) の導入を要求した⁴。この主張の背景には、二元的所得税制の比例部分が低・中所得者層の負担増をもたらすこと⁵、所得制限の問題に加えて、児童小切手が社会扶助受給者に非適用⁶等、従来の税額控除型での所得分配上の問題が指摘されていたことがある。

結果、政権側は革新自由党の要求を飲み、普遍主義的制度である児童家族手当の導入が決定した(5000DKK、約6.3倍)。控除型から手当化した経緯もあって、児童家族手当は非課税となり、社会扶

助受給者も併給可能になった。さらに児童家族手当とは別に、ひとり親世帯のための児童給付の導入も決定した。ひとり親世帯のための児童給付は児童家族手当と併給可能な制度であり、高齢者・障がい者がいる児童扶養世帯も給付対象とされた。

以上の議論を経て1985年6月に政党間で合意が交わされた。合意内容について、後に高所得者の総所得に対する累進的付加税が部分的に入ったものの、基本的に二元的所得税と児童家族手当は維持された。このように1903年以降の配偶者課税と児童手当・控除制度の変遷は、税制上の世帯間の公平性を追求していく過程だったといえる。特に児童手当の拡充・普遍化は税制内での公平性の追求の結果、取りこぼされた児童扶養世帯に対する措置であったと考えられる（改革の時系列は図表1参照）。

おわりに

本稿では、デンマークにおける税制のジェンダー平等化と児童控除・手当制度の歴史的発展を分析した。

本稿で論じたように税制上のジェンダー平等化は、実現するまでに長い過程を経る必要があった。まず1970年から個人単位課税が施行されたが、これは専業主婦世帯の負担を急増させ、反税政党の台頭をもたらす一因となった。そして、重い租税負担を逃れるために、多くの納税者が個人単位課税に伴う夫婦間の所得・控除移転をうまく使うことによって租税回避を試み、その結果、所得税制は高い税率に反して形骸化していくことになる。そのため所得税制は抜け穴の少ない簡素な方向が目指された。1983年に政府は移転的基礎控除を導入し、所得税上でのジェンダー平等化を達成する⁷。しかし、世帯間の公平性をより達成するには、負担構造の比例化が望ましい。だからこそ、租税回避の余地を少なくする二元的所得税が必要とされたのである。しかしこの制度は低・中所得者層の負担増のために垂直的公平性の問題を孕んでいた。そこで考えられたのが、総所得に対する累進的付加税と児童手当の普遍化であった。

このように制度的連関を踏まえれば児童手当の拡充・普遍化は、税制上のジェンダー平等化と租税回避の阻止という負担の公平性を追求していく中で理念の普及と相補的に形成されたといえるだろう。■

《注》

- 1 ただし、資本所得の夫婦合算課税は1983年改革でも廃止されなかった。
- 2 ちなみに二分二乗方式は行政的メリットがあるが、ジェンダー平等への後退だと一蹴された。
- 3 "Hun siger stop", Politiken, 13 oktober 1983, p.2.
- 4 "Kontant støtte til børnefamilier" Politiken, 29 April 1985, p.1.
- 5 所得税の比例部分は地方所得税が多くを占めることから、税率引き下げは困難であった。
- 6 "Børnetilskud skal laves om" Politiken, 28 October 1983, p.2.
- 7 ただし、同性パートナーシップ制度（同性婚）が導入されるのは1989年であった。

《参考文献》

- Christensen, H. (2003) *Skatteberegningsreglerne gennem 100 år*, Skatteministeriet.
- Folketingsudvalg (1985) *Beskatning af ægtefæller Betænkning afgivet af det af ministeren for skatter og afgifter nedsatte udvalg*, Betænkning nr. 1041.
- Folketingsudvalg (1974) *Betænkning fra Udvalget til Forbedring af Kildeskatten om Ægtefællers Beskatning*, NR.703.
- Nordisk skattevetenskapliga forskningsrådets (1986) *Den skattemässiga behandlingen av kursvinster och kursförluster på fordringar och skulder*.
- Ravn, A. (2000) 'Gender, taxation, and the welfare state in Denmark 1903-63' Melby, K. eds. *The Nordic Model of Marriage and the Welfare State*, Nord Series, Nordic Council of Ministers.
- Ravn, A. (2008) 'Married women's right to pay taxes: debates on gender, economic citizenship and tax law reform in Denmark, 1945-83', Melby, K., A., Ravn and C. Wetterberg eds. *Gender equality and welfare politics in Scandinavia The limits of political ambition?* .pp.63-83.
- Ravn, A. and R., Bente (2010) 'Competing Meanings of Gender Equality: Family, Marriage and Tax Law in 20th Century Denmark', Fink, Janet, and Lundqvist, Åsa .eds., *Changing Relations of Welfare*, Ashgate. pp.39-63.